

# 令和7年度 償却資産申告の手引

神奈川県 大和市

本市の税務行政につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、固定資産には、土地、家屋及び償却資産がありますが、このうち償却資産については、資産の所在する市町村に所有者が申告することになっています。

## 1. 申告について

### (1) 申告義務者

令和7年1月1日現在、大和市内に事業用の償却資産を所有している個人または法人（大和市内の他人への貸付資産も含まれます）

### (2) 提出書類

該当する対象者		必要な書類	参考頁
今回初めて申告される方	該当する資産のある方	償却資産申告書 種類別明細書（増加資産・全資産用）	3、4頁
	該当する資産のない方	償却資産申告書	
前年において申告されている方	資産の増減があった方	償却資産申告書	3、4、5頁
		種類別明細書（増加資産・全資産用）	
	種類別明細書（減少資産・修正資産用）		
資産の増減のなかった方	償却資産申告書	3頁	

### (3) 申告期限

**申告期限は、令和7年1月31日（金）**ですが、期限間際は窓口が大変混雑しますので、なるべく**1月20日（月）ごろまでに申告されますよう**お願いいたします。

### (4) 事業の廃止等

令和7年1月1日現在、事業の廃止等（廃業、解散、市外移転など）があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記入して申告してください。その際、種類別明細書の提出は必要ありません。

### (5) 提出上の注意

同封された申告書及び種類別明細書は**市役所提出用**です。そのまま電算処理用データとして使用しますので記入もれのないようご注意ください。控えが必要な方は**写し**をご用意ください。

### (6) その他

郵送により申告書を提出される方で、受付印のある控えが必要な場合は、**提出する申告書の写しと切手を貼った返信用封筒**を必ず同封してください。それ以外の場合には返送できかねますので、ご了承ください。

**インターネットを利用した電子申告（eLTAX）も受け付けています。**  
**詳しくは、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。**

## 2. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定により所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む）をいいます。

## 3. 償却資産の種類と主な資産の耐用年数

資産の種類		主 な 資 産	
第1種	構 築 物	土地に定着した土木設備	門、塀、構内舗装、煙突、庭園など
	建 物 附 属 設 備	建 物 附 属 設 備	広告塔、受変電設備など
		建物の所有者と異なる者（テナント）が施工した設備	店内造作設備、給排水衛生設備、ガス設備、照明設備など
第2種	機 械 及 び 装 置	製 造 機 械 設 備	電気機器製造設備、金属製品製造設備、食品製造設備など
		工 作 機 械	旋盤、フライス盤、ボール盤など
		土 木 建 設 機 械	ブルドーザー、パワーショベル等の大型特殊自動車
		そ の 他	印刷設備、建設工業設備などの各種産業用機械及び装置
第3種	船 舶	モーターボート、その他の船舶	
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、その他の航空機	
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト等大型特殊自動車、台車、その他の運搬具	
		次に掲げる要件の一つでも満たす場合は、大型特殊自動車となります。 (1) 車両の長さが4.70メートルを超えるもの (2) 車両の幅が1.70メートルを超えるもの (3) 車両の高さが2.80メートルを超えるもの (4) 最高速度が毎時15キロメートルを超えるもの ※自動車税、軽自動車税の課税対象になる車両は申告の対象になりません。	
第6種	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	工 具	測定・検査工具、治具・取付工具、木型、切削工具、その他の工具
		器 具 ・ 備 品	家具、電気機器、ガス機器、事務機器、看板、理容・美容機器、医療機器、その他の器具・備品

種類	主 な 償 却 資 産	耐用年数	
構 築 物	野立看板、広告塔（屋上施工を含む）	金属造のもの	20
		その他のもの	10
	舗装道路、舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷のもの	15
		アスファルト敷、木レンガ敷のもの	10
建 物 附 属 設 備	受変電設備、電気設備（照明設備を含む）		15
	給排水設備、衛生設備、ガス設備		15
	冷房、暖房、通風、ボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22kw以下のもの）	13
その他のもの		15	
工 具	測定・検査工具	ゲージ、ノギス、マイクロメーター	5
	治具・取付工具	平ジグ、箱ジグ	3
	型（型枠を含む）、鍛圧・打抜工具	プレスその他の金属加工用金型合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造用型	2
その他のもの		3	

種類	主 な 償 却 資 産	耐用年数	
器 具 及 び 備 品	事務機・イス、及びキャビネット	主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	応接セット	接客業用のもの	5
		その他のもの	8
	陳列だな陳列ケース	冷凍機付、冷蔵機付のもの	6
		その他のもの	8
	その他の家具	接客業用のもの	5
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	音響機器	ラジオ、テレビ、テープレコーダー等	5
冷房用暖房用機器	エアコン、ストーブ、温風ヒーター等	6	
電気・ガス機器	冷蔵庫、洗濯機、レンジ等	6	
事務機器	複写機、レジスタ、ファクシミリ等	5	
電子計算機	パーソナルコンピューター（サーバー用を除く）	4	
	その他のもの	5	
看 板	看板、ネオンサイン等	3	

※ 耐用年数の詳しい内容については、電子政府の総合窓口イーガブ(e-Gov)をご覧ください。

# 4. 申告書の記入例

○個人の方は、12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰め記載してください。

## 記入上の注意

○住所については、個人は住民登録住所、法人は本店所在地の住所を記入してください。

○氏名については、所有者の氏名(法人にあっては法人名称及び代表者の氏名)を記入してください。

○取得価額については、初めて申告される方で該当する資産のある方、または前年に申告された方で資産の増減があった方が、種類別明細書に記入した取得価額を資産の種類別に合計し、それぞれ該当する欄に記入してください。

○電算打ちされた項目で誤りがある場合は、その部分を直接訂正してください。訂正印は不要です。

〔「前年前に取得したもの」の訂正は、参考例(ア)修正の場合(この手引書5ページの記入例参照)を示したものです。〕

○前年度申告済みの方で、前年中に資産の増減がなかった場合は、備考欄の1. 前年と変わりにしに○印をつけてください。

○本年度初めて申告される方で、申告の対象となる資産がない場合は、2. 該当資産なしに○印をつけてください。

○事業を廃止した場合は、3. 廃業・解散・転出等の該当するところに○印をつけ、該当年月日等も記入してください。

令和7年1月20日		令和7年度		令和7年度		令和7年度	
受付印		大和市長 あり		大和市長 あり		大和市長 あり	
住所		大和市下鶴間一丁目1番1号		大和市下鶴間一丁目1番1号		大和市下鶴間一丁目1番1号	
1	構築物	1,500,000	1,200,000	300,000	400,000	2,500,000	2,700,000
2	機械及び装置	2,500,000	1,500,000	300,000	400,000	2,500,000	2,700,000
3	船舶						
4	航空機						
5	車両及び運搬具						
6	工具、器具及び備品						
7	合計	7,000,000	3,000,000	300,000	400,000	2,500,000	2,700,000

  

資産の種類	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))	(ニ)
1	1,500,000		1,200,000	2,700,000	2,700,000
2	2,500,000		1,500,000	4,000,000	4,500,000
3					
4					
5					
6					
7	7,000,000	3,000,000	300,000	400,000	2,500,000
合計	7,000,000	3,000,000	300,000	400,000	2,500,000

  

資産の種類	評価額(ホ)	決定価格(ヘ)	課税標準額(ト)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

  

備考(添付書類等)	自己所有・借家
16 借用資産 リース資産等 (有・無)	自己所有・借家
17 事業所用家屋の 所有区分	自己所有・借家
18 備考(添付書類等)	

  

所有者コード	住所	売却額	円

※欄は記入不要です。ただし、自社電算申告の場合は(ホ)及び(ト)を記入して下さい。

記入は不要です  
ただし、電算申告の場合は必ず記入してください。

## 5. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

### 記入上の注意

○資産の種類  
該当する番号に○印をつけてください。

- 1 = 構築物（建物附属設備）
- 2 = 機械及び装置
- 3 = 船舶
- 4 = 航空機
- 5 = 車両及び運搬具
- 6 = 工具・器具及び備品

詳細は、この手引書2ページの「償却資産の種類」をご確認下さい。

○資産の名称等  
資産の名称及び構造（木製・金属製等）を20文字以内（漢字可）で記入してください。

○取得年月（年号、年、月）  
資産を実際に取得した年月を記入してください。年号の4は平成を、5は令和をあらわしています。年号が昭和の場合は3に訂正して記入してください。

○「耐用年数」と「旧耐用年数」  
省令改正に伴う資産のうち、「耐用年数」欄には改正後の耐用年数を、「旧耐用年数」欄には改正前の耐用年数を記入してください。

- (1) 前年度申告済みの方で増加資産がある場合にはその増加資産について、また、本年度初めて申告される方は、1月1日現在所有する全資産について記入してください。
- (2) 省令改正に伴い耐用年数に変更がある資産のうち、増加理由が「申告漏れ」や「移動」で取得年月が平成19年12月以前である場合は、「耐用年数」欄に**改正後の耐用年数**を、「旧耐用年数」欄に**改正前の耐用年数**を、「摘要」欄に**増加理由**を記入してください。
- (3) 記入に際しては、行番号1から順次つめて記入してください。

○取得価額  
資産を取得するために直接支出した金額のほか、当該資産を事業の用に供するために直接要した費用（手数料、関税、据付費等）も含まれます。数量が複数ある場合も単価ではなく総額を記入してください。

○増加理由  
該当する番号に○印をつけてください。  
1 = 新品取得  
2 = 中古品取得  
3 = 移動による受け入れ  
4 = その他

### 令和7年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）

※所有者コード	※
1	1

資産の種類	資産のコード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	旧耐用年数	減価残存率	価額	※ 単価	※ 特別コード	増加事由	補正コード	減免コード	所有者名	枚のうちの枚目
1	0	店内造作設備	1	6 4	1,200,000	10						1			㈱公共産業	
2	0	石膏ボード用切断機	1	1 10	1,500,000	9	5					2				
3	0	看板	2	6 7	400,000	3						3				RG.5 移
4	0											4				
5	0											5				
6	0											6				
合計																
3,100,000																
所有者コード																

記入は不要です  
ただし、電算申告の場合は必ず記入してください。

行番号	資産の種類	資産のコード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	旧耐用年数	減価残存率	価額	※ 単価	※ 特別コード	増加事由	補正コード	減免コード	所有者名	枚のうちの枚目
18	0				4								1				
19	0				5								2				
20	0				5								3				
合計																	
3,100,000																	
所有者コード																	

注意 「増加事由」の欄は 1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受け入れ 4 その他いずれかに○印を付けてください

## 6. 種類別明細書（減少資産・修正資産用）の記入例

### 記入上の注意

○区分  
記入しないでください。

○資産の種類  
減少または修正した資産の種類について記入してください。

○資産コード  
減少または修正した資産の資産コードを記入してください。

○資産の名称等  
減少した資産の名称は点検明細を参考に、また修正した資産の名称は20文字以内(漢字可)で記入してください。

○取得価額  
減少した資産の減少分の取得価額を記入してください。

○「耐用年数」と「旧耐用年数」  
省令改正に伴う資産のうち、「耐用年数」欄には改正後の耐用年数を、「旧耐用年数」欄には改正前の耐用年数を記入してください。

(1) 前年中に売却、滅失等により減少した資産について、同封しました「資産種類別明細書(点検明細)」を参照の上、該当資産について記入してください。  
 (2) 前年度申告済みの方で、同封しました「資産種類別明細書(点検明細)」の中に誤りがある、又は省令改正に伴い変更がある場合は、記入例を参考に「種類別明細書(減少資産・修正資産用)」を用いて訂正又は変更してください。

参考例  
 (ア) 取得価額の記入誤り → 取得価額40万円のポイラーを50万円に修正(訂正)。  
 (イ) 申告済資産の一部減少 → テレビ55万円(3台)のうち30万円(1台)のみが減少。  
 (ウ) 申告済資産の名称変更 → 「コピーキ」を「カラーコピー機」に変更。  
 (エ) 耐用年数の改正に伴う申告済資産の耐用年数を変更  
 → 「耐用年数」欄は改正後の耐用年数を、「旧耐用年数」欄は改正前の耐用年数を、「耐用年数」欄は改正前の耐用年数を、「旧耐用年数」欄に「○」を、

(3) 記入に際しては、行番号1から順次つめて記入してください。  
 「摘要」欄には「省令改正による」と記入。

○数量  
減少または修正した資産の数量を記入してください。

○取得年月  
減少または修正した資産の取得年月を記入してください。なお、年号の3は昭和を、4は平成を、5は令和をあらわしています。該当する年号を○で囲んでください。

※所有者コード		令和7年度		種類別明細書(減少資産・修正資産用)		所有者名		枚のうち	
資産の種類	資産コード	資産の名称	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	旧耐用年数	修正年数	摘要
1	2	7002021	ポイラー	3 18 2	500,000	15			取得価額記載誤り
2	6	7001011	テレビ	3 19 10	300,000	5			3台のうち1台30万円減少
3	6	7001041	カラーコピー機	3 18 8	1,800,000	5			名称変更
4	2	7002061	セメント製造設備	3 18 2	2,000,000	9	13	○	省令改正による
5				3 4 5					
合計				3	300,000				

注意 「減少事由」の欄は 1売却 2滅失 3移動 4その他のいずれかに○印を付けてください  
 修正の場合は修正後の全項目を記入し、その内容を摘要欄に記入して下さい

○合計  
減少資産の取得価額についての合計額を記入してください。  
 (修正資産の取得価額は記入しないでください。)

○減少の事由及び区分  
該当する番号にそれぞれ○印をつけてください。

## 7. 申告に際しての注意点

- (1) 申告価額は取得価額で記入してください。評価額については市が計算します。
- (2) 会社の決算期にかかわらず賦課期日（毎年1月1日）現在における償却資産について、申告してください。前年決算期から令和7年1月1日までの間に、取得又は除却（廃棄）した資産についても申告漏れがないように注意してください。
- (3) 地方税法上の「少額資産」にあたり、固定資産税（償却資産）の申告の必要がないのは次の資産です。
  - ①10万円未満の資産のうち、法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条の規定により一時に損金算入する資産
  - ②20万円未満の資産のうち、法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項の規定により3年間で一括償却した資産
  - ③法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（売買扱いとするファイナンスリース）資産で取得価額20万円未満の資産（地方税法第341条第4号、施行令第49条）
- (4) 耐用年数を経過して減価償却を終え、残存価額のみが計上されている資産も申告してください。
- (5) 圧縮記帳している資産、下取りを伴う買替資産については、本来の正常な価額（圧縮や下取金額の差し引きをしない額）で申告してください。
- (6) 割賦販売資産（リース期間終了後、借受人の所有となるものを含む）については、取得した時点から買主の所有として買主がその資産の総額で申告してください。
- (7) 店舗設備を居抜きで購入した場合、資産を無償で譲り受けた場合等、取得価額が不明な資産は見積価額で申告してください。
- (8) 建設中仮勘定において経理されているものであっても、その一部が1月1日までに完成し、事業の用に供されているものは、申告の対象となります。
- (9) 一時的に遊休又は未稼働のものや簿外資産（耐用年数を経過したものを含む）であっても、1月1日現在、事業の用に供することができるものは、申告の対象となります。
- (10) 自動車税又は軽自動車税の課税対象車両は、申告の対象にはなりません。特にフォークリフト等の小型特殊自動車は申告の対象になりませんのでご注意ください。
- (11) 家屋の所有者以外の者（例えばテナント業者）が施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。

### ※個人番号又は法人番号の記載について

マイナンバー制度の実施に伴い、申告書の様式にマイナンバー（個人番号又は法人番号）の記載欄が追加されました。これにより、個人番号を記載した申告書を提出いただく際は、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施させていただきます。申告の際は、以下の本人確認資料をお持ちください。また、郵送の場合は本人確認資料の写しを添付してください。

なお、法人番号を記載した申告書を提出いただく場合や電子申告（eLTAX）による申告の場合には、本人確認資料の提示・添付は不要です。申告書の記入個所については、この手引の3頁をご覧ください。

#### ①本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	「個人番号カード」「通知カード」等
身元確認資料	「個人番号カード」「運転免許証」「旅券」等

#### ②代理人が申告書を提出する場合

<u>本人</u> の番号確認資料	「本人の個人番号カード」「本人の通知カード」等
<u>代理人</u> の身元確認資料	「代理人の個人番号カード」「代理人の運転免許証」「代理人の税理士証票」「登記事項証明書及び社員証」（代理人が法人の場合）等
代理権確認資料	「委任状」「税務代理権限証書」等

### ※大和市から送付した申告書以外の用紙で申告される場合

申告書右上に所有者コード（送付した申告書の右上に記載した8桁の番号）を必ず転記してください。

### ※申告資産が昨年と変わらない場合

申告書の右下、備考（添付書類等）欄の「1. 前年と変わりなし」の数字を○で囲み、提出してください。  
種類別明細書は提出不要です。ただし、昨年度に電算申告された場合は、本年度も電算申告いただき、全資産明細書を添付して下さるようお願いいたします。

### ※実地調査について

申告書受理後、地方税法第408条の規定に基づいて実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。なお、調査にお伺いする際には、事前にご連絡いたします。

## 8. 非課税資産・課税標準の特例

- (1) 地方税法第348条及び同法附則第14条の規定に該当する資産については、固定資産税が課税されません。
- (2) 地方税法第349条の3及び同法附則第15条等の規定に該当する資産については、一定の要件を満たせば、課税標準の特例が適用されます。

※非課税資産及び課税標準の特例が適用される資産を申告する場合は、所管する官庁等の証明書及び届出書の写し等を必ず添付してください。

※社会福祉事業の実施主体が一般財団法人やNPO法人等の場合は、非課税に該当する団体であることについて神奈川県等から証明を取得する必要があります。

### ■わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）について

これまで国が一律に定めていた特例措置を地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みとして「わがまち特例」が導入されました。「わがまち特例」の対象となる資産について、次のとおり課税標準の特例割合を定めています。

また、特定事業所内保育施設の特例は、令和6年4月1日より廃止となりました。

特例適用対象	地方税法根拠	特例割合
下水道除害施設	附則第15条第2項第5号	4/5
雨水貯留浸透施設	附則第15条第41項	1/6
汚水又は廃液処理施設	附則第15条第2項第1号	1/2
家庭的保育事業により取得した施設等	第349条の3第27項	1/3
居宅訪問型保育事業の用に供する固定資産	第349条の3第28項	1/3
事業所内保育事業の用に供する固定資産（利用定員5人以下）	第349条の3第29項	1/3
再生可能エネルギー発電設備	附則第15条第25項	
太陽光発電設備	出力1,000kw未満	1/2
	出力1,000kw以上	7/12
風力発電設備	出力20kw未満	3/4
	出力20kw以上	2/3
水力発電設備	出力5,000kw未満	1/2
	出力5,000kw以上	3/4
地熱発電設備	出力1,000kw未満	2/3
	出力1,000kw以上	1/2
バイオマス発電設備	出力10,000kw未満	1/2
	出力10,000kw以上～20,000kw未満	2/3

## 9. 消費税の取扱い

償却資産の取得価額は、原則として法人税法又は所得税法における取得価額の算定の例によって算定します。したがって、償却資産の取得に係る消費税は、次の表のとおり取り扱うことになります。

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方式	消費税の取扱い
免税事業者	税込経理方式	資産の取得価額に含める
課税事業者	税抜経理方式	資産の取得価額に含めない
	税込経理方式	資産の取得価額に含める

## 10. 固定資産税（償却資産）の税額と納期

- （1）次の算式により税額を算出して納税通知書を交付します。【税額＝課税標準額×税率[100分の1.4]】  
なお、評価計算の結果、課税標準額が150万円（免税点）未満の場合は課税されません。  
※償却資産の評価される価格の最低限度は取得価額の5％となります。
- （2）納期は通常4回（5月、7月、9月、12月）に分けて納めていただくことができます。具体的な納期限は、固定資産税（償却資産）納税通知書等でお知らせします。

## 11. 申告をしない場合、虚偽の申告をした場合

- （1）未申告や申告遅れの場合  
地方税法第17条の5の規定により5年分又は7年分遡及して課税されます。
- （2）正当な理由がなく申告をしない場合  
地方税法第386条及び大和州市税条例第42条の規定により過料に処する場合があります。
- （3）虚偽の申告をした場合  
地方税法第385条により罰金に処する場合があります。

## 12. その他

- （1）耐用年数の短縮について  
法人税法又は所得税法の規定により、所轄国税局長から短縮耐用年数の承認を受けた償却資産については、承認された短縮耐用年数に基づき評価を行います。承認を受けたことを証する書類の写しを添付してください。
- （2）増加償却について  
法人税法又は所得税法の規定により、法定普通償却に加えて増加償却がある場合は、所轄税務署長へ提出した増加償却届出書の写しを添付してください。
- （3）特別償却について  
租税特別措置法に基づく特別償却制度は、固定資産税では認められておりません。
- （4）固定資産（償却資産）課税台帳の閲覧  
申告に基づき決定された償却資産の価格等について確認していただくため、課税台帳の閲覧制度があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

申告書の提出先及び問い合わせ先  
大和市役所 資産税課 家屋償却資産係

〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号  
TEL 046-260-5237（直通）  
FAX 046-264-6093